

**令和9年4月1日開設  
医療的ケア児等の受け入れを前提とした  
認可保育所の設置・運営に係る提案**

**【1月6日 更新】**

**江戸川区**



(3) 定員設定

定員：合計 60 名以上

※0歳児の定員は必ず設けること。なお、0歳児の定員は3名以上とすること。

※1歳児、2歳児は新規受け入れができる定員とすること。

※年齢別定員のほか、医ケア児等専用の定員枠を2名分以上設けること。

なお、医ケア児等専用の定員が多い場合には、評価を高くします。

【定員例】

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	医ケア児等	合計
3名	9名	12名	13名	13名	13名	2名	65名

(6名の新規受け入れ) (3名の新規受け入れ) (1名の新規受け入れ)

(4) 土地・建物等の条件

児童福祉法等関連法令および江戸川区の認可保育所認可基準※を満たす見込みがあること

※江戸川区児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例、江戸川区保育所設置認可等事務取扱要綱、

江戸川区保育所設備・運営基準解説

＜提案用地・建物について＞

○ 敷地から公道に出る避難通路を「2か所2方向」確保してください。原則、2つの公道に避難できることが望ましいですが、1つの公道で2か所となる場合は、2か所の間が10m以上離れることを確認してください。

※1つの公道の場合、避難経路として有効な公道到達点間が10m以上ない場合は、提案をお受けできません。

※重複している経路がある場合には、避難経路として認められません。

※私道や隣地の通路等を避難経路として使用する場合には、必ず事前に報告してください。

○ 園庭は必須ではありませんが、その場合、代替遊戯場を設けることが必要です。代替遊戯場は、徒歩で概ね5分以内で、保育所から安全に移動することが可能であること。また、水飲み場とトイレが設置されている必要があります。

○ 建物の賃貸借契約の期間は、保育所等開設後10年以上とし、賃借料については、地域の水準に照らし合わせて適正な額以下としてください。なお、定期借家契約の場合は、整備にあたっての補助金の対象外となります。

○ 選定後、提案内容の変更は原則認めません。また、スケジュールの遅延につながるがないよう、設計・計画にあたり、関係法令等を確認し、疑義等がある場合には、事前に関係部署（建築指導課、保健所や消防局）との相談や十分な協議・手続きを行ってください。

(5) その他

・本区では、保育の質向上への取り組みの一環として、区の保育のあるべき姿を具体的かつ明確なものとした「[江戸川区保育の質ガイドライン](#)」を策定しています。

保育の実施にあたっては、このガイドラインに沿った保育を実施してください。

・子どもの権利に関する本区の基本的な考え方を示した「[江戸川区子どもの権利条例](#)」では、子どもが育ち学ぶ施設の関係者の役割について規定しています。条例の趣旨を理解するとともに、子どもの最善の利益の実現に努めてください。

・保育室の面積については、のびのびとした保育環境が提供できるように、基準面積の限度いっぱい定員を設定するのではなく、原則、1名以上分の余裕をもった面積としてください。

・子どもがおもちゃを自由に手に取ることができ、主体的に遊ぶことができる保育環境となるよう、保育室にはおもちゃ棚を必ず設置してください。

・園庭（基準面積に満たない場合を含む）や遊戯スペースの設置など、より良い子どもの保育環境づくりのための工夫をしている場合は評価を高くします。

### 3. 応募資格

応募資格は、法人格を有し、認可基準及び次に掲げる項目をすべて満たしている事業者に限ります。

#### (1) 運営実績

令和7年4月1日時点において、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県で、以下のいずれかの施設を「3年以上」運営していること。

- (ア) 認可保育所            (イ) 認定こども園        (ウ) 自治体の認証又は認定を受けた保育施設  
(エ) 小規模保育事業      (オ) 企業主導型保育所

※医療的ケア児の受け入れ実績は必須ではありませんが、確実に実施できる体制・実施方法をご提案ください。

なお、医療的ケア児の受け入れ実績がある場合には評価を高くします。

#### (2) 財務状況

運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次の全ての項目を満たすこと。

- ア 直近3年間の会計年度において、保育施設等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務状況について、3年以上連続して損失を計上していないこと。  
イ 直近3年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過となっていないこと  
ウ 当該保育所等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有し、安定的かつ継続的な運営が見込めること。

#### (3) 保育施設の運営を適正に行っていること

運営する保育施設等が、所管庁の実施する直近の指導検査等で重大な文書指摘を受けていないこと。

### 4. 医療的ケア児・障害児等の受け入れ体制について

#### (1) 対象となる医ケア児等

集団保育が可能とされた、日常的に医療的ケアが必要なお子さんや障害（※）のあるお子さん

※身体障害者手帳2級程度以上または愛の手帳2度程度以上で、特別な配慮が必要となる障害・疾病等

※重症心身障害児の受け入れ可否や、対応可能な医療的ケアの内容により、評価を高くします。

#### (2) 医ケア児等の定員枠の考え方

- ・医ケア児等の定員枠は、年齢区分を設けず、入園希望者を受け入れるものとします。
- ・医ケア児等の受け入れは1歳児以降を基本とします。
- ・医ケア児等の入園にあたっては、規定の入園調整とは別に入園調整を実施いたします。受け入れにあたっての流れは[医療的ケア児の申込の流れ](#)を参考としてください。

#### (3) 実施方法

- ・医療的ケア等を実施するための専用スペースを必ず設けてください。
- ・認可にあたっての面積基準、職員配置基準は1歳児の基準が適用されます。
- ・受け入れにあたっては、必要な職員数・看護師等を配置するとともに、研修等を受講し、対応できる医療的ケアの拡大やスキルアップに努めてください。
- ・実際の保育にあたっては、必要な配慮をしたうえで、年齢別クラスで保育を実施する等、インクルーシブ保育の実施を心がけてください。
- ・医ケア児等を受け入れる「こども誰でも通園制度」等、医ケア児等にかかる事業を実施する場合は、評価を高くします。なお、医ケア児等のバス送迎事業については評価を特に高くします。

(4) 医ケア児等の受け入れにあたっての補助金

掲載内容は現時点のものとなります。あくまでも目安としてご検討ください。

① 運営費

(ア) 看護師配置経費～(エ) 調理員配置経費までのそれぞれの実支出額と補助限度額を比較して低い方の額の合計額に(オ) 嘱託医報酬加算と(カ) 定員制加算を加えた額が補助額の合計となります。

補助対象経費	補助限度額 (月額)
(ア) 看護師配置経費	1人当たり 499,700円 ※医ケア児枠の定員数が上限。 ただし、バス送迎を実施する場合は1名加える
(イ) 保育士等配置経費 ※重度障害児の定員枠がある場合に限る	1人当たり 455,800円 ※重度障害児枠の定員数が上限
(ウ) 送迎バス運転手配置経費	1人当たり 311,900円 ※上限2人
(エ) 調理員配置経費	1人当たり 361,300円 ※上限1人
(オ) 嘱託医報酬加算	500,000円
(カ) 定員制加算	30,000円

② 準備経費

補助対象経費	補助上限額
医療的ケア児等を受け入れるために必要な備品の購入費 (消耗品を除く)	1,029,000円
医療的ケア児等の送迎事業を実施するために必要な車両購入費 (車両費に限る)	1台当たり 4,024,000円 ※ただし、2台目は4,024,000円を加算する。

## 5. スケジュール

下記選定日程で、江戸川区が提出資料及び現地の確認・既存園の視察・ヒアリング等を行い、保育事業候補者を選定します。同地区で複数の提案があった場合は、総合的に判断し、優先順位を決めます。

内容	期間等
事前調書の提出期限	令和8年 1月15日(木) 17時必着(メール)
応募書類の提出期限	令和8年 1月22日(木) 17時必着(持参または郵送)
提案事業者の既存園視察	令和8年 1月27日(火)～2月13日(金) ※予定
ヒアリング	令和8年 3月上旬
保育事業者選定	令和8年 3月中旬

応募にあたっては、事前調書を令和8年1月15日(木)17時までにメールにて提出すること

応募書類については令和8年1月22日(木)17時(必着)までに持参または郵送により提出すること

※提案案件については、可能な限り事前に区へ協議いただきますよう、お願いします。

※協議・問合せは原則、「9.問合せ先」へメールにてお問い合わせください。

来庁による相談をご希望の場合には、来庁可能日時をメールにてご連絡ください。

※問合せは「3. 応募資格」を有する『保育事業者』の方に限定します。不動産業者等の問合せはお断りします。

※土地・施設所有者の資産活用の選択肢の一つとして検討段階での相談はお断りします。

## 6. 応募について

### (1) 事前調書

応募の概要が確定いたしましたら、事前調書を提出ください。

※事前相談や、検討段階では事前調書の提出は不要です。

### (2) 応募書類の提出方法

応募にあたっては、**正本 1 部、副本 9 部** を提出してください。

- ・フラットファイルでそれぞれ製本し、事業者名を明記すること。
- ・書類は原則 A 4 判で両面印刷とする。なお、平面図は A3 も可とします。
- ・書類の項目ごとに白紙を挟み、その白紙にインデックスを付けること。
- ・下記提出書類の②～⑤の各様式及び③の添付書類については、データでもご提出ください。
- ・⑦財務関係書類は副本には添付は不要です。正本に添付するほか、1 部写しを提出ください。

### (3) 提出書類

#### ① 応募申請書兼誓約書【様式第 1 号】

#### ② 法人に係る調書【様式第 2 号】

- ・法人パンフレット又は法人の概要がわかる資料
- ・運営施設一覧（様式第 2 号別紙、様式第 2 号別紙②）
- ・現在運営している認可保育所の運営内容を紹介するパンフレット、入所案内のしおり等

#### ③ 計画概要書【様式第 3 号】

- ・施設の案内図（周辺環境の分かるもの。なお、駅・代替遊技場からの経路も記載すること）
- ・施設の配置図（隣地の状況等がわかるもの）
- ・施設平面図（有効面積と必要面積や保育室に設置した棚等も記載してください。）
- ・公道到達地点までの避難経路を示した平面図（「2 か所 2 方向」の避難経路を記載。）
- ・施設予定地の写真（隣接地の状況がわかる写真複数枚を 1 枚の PDF にまとめてください）
- ・賃貸借予約契約書の写し等（選定後に賃貸借契約が締結されることが確認できるもの）

#### ④ 認可保育所運営にあたっての考え方【様式第 4 号】

- ・説明資料等

#### ⑤ 医ケア児等の受け入れにあたっての提案書【様式第 5 号】

- ・医ケア児に向けた重要説明書、医ケア児受け入れにあたってのマニュアル等の資料

#### ⑥ 近隣住民等説明状況報告書【様式第 6 号】

- ・近隣説明を実施した範囲が分かる住宅地図等及び説明に使用した資料

#### ⑦ 財務関係書類

- ・本整備計画にかかる資金計画書（参考様式）
- ・設置計画園の開園後 5 か年（令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月）の収支予算書
  - ※収入と支出の項目に分けそれぞれ内訳を記載し、それらの差引額も記載してください。
  - ※借入がある場合は返済額を記載してください。
  - ※収入（委託費収入等）の積算に用いた入所率を記載してください。
- ・設置者全体の開園後 5 か年（令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月）の収支（損益）予算書
  - ※設置者が行う事業全体について、損益計算書をベースに作成してください。
- ・直近 3 年間の決算報告書
  - ※監査証明又は公認会計士等による適正な会計処理がされたことを証する書類も添付してください。

- ・設置者全体の今後5か年の借入金等返済（償還）計画書  
※当該園の設置に係る借入金について分かるように記載してください。
- ・預貯金の残高証明書

#### (4)留意事項

- ・必要に応じ、追加書類の提出を求めます。
- ・提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- ・区を選定後の平面図プラン変更は、原則認められないため、建物の構造や駐車場等の外構部分も含めて十分に検討をしてください。

## 7. 補助概要

掲載内容は概要となります。要綱名を掲載しておりますので、詳細については、区HP例規集にてご確認ください。

ただし、掲載内容は現時点のものとなります。各補助制度は国・都の補助制度を前提としているため、整備年度・開設後の補助内容を保障するものではありません。今後改正や見直しがあった場合には補助率や補助金額の減額等の可能性があります。あくまでも目安としてご検討ください。

例規集 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/kojinjoho/reiki.html>

## I 施設整備費

### 賃貸物件による施設整備費

**※施設整備費については、開設時期に遅れが生じた場合、補助金の全部又は一部が対象外となる場合があります。事業計画等は、十分な検討と周到な準備をお願いします。**

○江戸川区認可保育所設置促進事業等補助要綱 令和6年度要綱

下記①～③の区分ごとに算出した総額（積み上げ）

#### ① 施設整備費（内装工事）

以下の金額を比較し、いずれか少ない金額を補助基準額として「8分の7」を乗じた額

- (a) 施設改修に係る補助対象経費のうち、設置者の実支出額
- (b) 定員区分に応じた上限金額（※一部抜粋）

定員区分	金額
定員 41～70 名	196,950 千円
定員 71～100 名	255,750 千円
定員 101～130 名	307,650 千円

※補助対象経費：工事費及び設計に係る経費

なお、補助の対象工事は、建物の内装工事のみとなり、躯体に係る工事は対象外となります。

#### ② 物品費（備品）

消耗品を除き、購入に係る補助対象経費（①の補助基準額に「40分の1」を乗じて得た額が上限）に「8分の7」を乗じた額

#### ③ 建物の賃借料補助

「内装工事の着工日」から保育所開設日の前日までの賃借料補助

以下の金額を比較し、いずれか少ない金額に「8分の7」を乗じた額

- (a) 家賃（10か月の範囲内で、開園日の前日まで）＋礼金（月額家賃の最大2か月分まで）
- (b) 41,000 千円

【試算例】 60名定員の保育所

(工事費実支出額が180,000千円、8月より家賃1,000千円/月が発生の場合)

- |  |   |                 |
|--|---|-----------------|
| ① 180,000千円 × 7/8 = 157,500千円<br>② 180,000千円 × 1/40 × 7/8 = 3,937千円<br>③ 1,000千円/月 × (8か月+2か月) × 7/8 = 8,750千円 | } | 170,187千円 (補助額) |
|--|---|-----------------|

## II 運営費補助

### (1) 江戸川区の運営費補助 (委託費独自加算)

#### ○江戸川区私立保育所経費加算要綱

##### ① 人件費加算

区分	趣旨	単価	備考
(ア) 1歳児配置改善加算	1歳児の配置基準を5:1とする経費	別表1のとおり	公定価格の1歳児配置改善加算との重複不可(公定価格優先)
(イ) 11時間開所保育士加算	公定価格以上の保育士の配置に要する経費	別表1のとおり	常勤3名まで
(ウ) 調乳等対応加配加算	公定価格以上の調理員の配置に要する経費	別表1のとおり	・0歳児定員が6名以上 ・1名分を上限とする
(エ) 調理員増配置加算	公定価格と(ウ)以上の調理員の配置に要する経費	別表1のとおり	・定員149人以下は1人分 ・定員150人以上は2人分
(オ) 看護師配置加算	看護師等の配置に要する経費	①月額499,700円 ②月額248,950円	カ 常勤、②非常勤
(カ) 保育士等増配置加算	保育士等の配置に要する経費	別表2に定める月額単価に該当する調整指数を乗じた額	・(イ)を超えて常勤保育士を配置する場合 ・保育補助者を配置する場合 ・非常勤保育士、事務職員等を配置する場合
(キ) 産休等代替職員加算	代替職員の配置に要する経費	日額9,310円	代替職員1人あたり
(ク) 職員処遇加算	職員の研修、被服等のための経費	月額5,700円	基準職員1人あたり
(ケ) 処遇改善加算	処遇改善のための経費	月額10,000円	正規雇用保育士、看護師1人あたり

別表 1

区分		加算区分 (※)	月額単価
1歳児配置改善加算		12%	15,870円
		9～11%	15,370円
		6～8%	13,500円
		2～5%	12,400円
常勤職員	保育士	12%	476,100円
		9～11%	461,100円
		6～8%	406,200円
		2～5%	371,900円
	調理員	12%	386,900円
		9～11%	374,300円
		6～8%	348,100円
		2～5%	316,200円
非常勤職員	調理員		180,100円

※加算区分：処遇改善等加算区分1の割合

別表 2

区分	加算区分 (※1)	月額単価(上限)	調整指数 (※2)
11時間開所保育士 加算を超えて常勤保 育士を配置する場合	12%	476,100円	1.0
	9～11%	461,100円	
	6～8%	406,200円	
	2～5%	371,900円	
保育補助者を配置 する場合	12%	100,000円	常勤保育補助者 1.0 非常勤保育補助者 0.5
	9～11%	80,000円	
	6～8%	70,000円	
	2～5%	50,000円	
非常勤保育士、事務職 員等を配置する場合	12%	200,000円	非常勤保育士 0.5 事務職員 0.3 常勤調理員 1.0 非常勤調理員 0.5 常勤看護師 1.0 非常勤看護師 0.5
	9～11%	180,000円	
	6～8%	170,000円	
	2～5%	150,000円	

※1 加算区分：処遇改善等加算区分1の割合

※2 調整指数：それぞれの場合と職員数に調整指数を乗じてから月額単価を乗じる（上限は月額単価）

## ② 運営費加算

区分	単価	備考
(ア) 行事等保育内容充実費加算	3歳未満児 月額7,200円 3歳以上児 月額5,000円	毎月初日の園児数により算定

(イ) ごみ処理経費加算	2歳未満児 月額 500 円 2歳児 月額 250 円	紙おむつの処理経費 毎月初日の園児数により算定
(ウ) 給食費加算	月額 7,900 円	公定価格の副食費徴収免除対象者以外の3歳以上児一人あたり
	月額 3,000 円	公定価格の副食費徴収免除対象者の3歳以上児一人あたり

③ 施設加算

区分	単価	備考
(ア) 保育振興費加算	下記のいずれか高い額 ① (3歳未満児定員×3,500円×12月) + (3歳以上児定員×2,700円×12月) ② (3歳未満児在籍児×3,500円×12月) + (3歳以上児在籍児×2,700円×12月)	4月に年額を支弁

④ 特別事業加算

区分	単価	備考
(ア) 障害児保育加算	月額 106,740 円	区が認定した障害児1人あたり

○ 江戸川区私立保育所延長保育補助要綱

延長保育を実施するにあたり、以下の経費に対し補助を行う

- ① 保育士の配置費・・・延長保育を実施する時間に保育士を配置するための経費
- ② 補助費・・・児童の補食、暖房及び教材等に要する経費

標準時間認定延長保育（延長1時間の補助基準額）

延長児童数	補助額（月額）	人数加算	（さらに1時間延長したときの補助基準額）
1人	110,150円	0	25,750円
2人	114,150円	0	25,750円
3人	221,180円	0	25,750円
4人	225,180円	0	25,750円
5人	229,180円	0	25,750円
6人	435,240円	14,280円	30,900円
7人	435,240円	28,630円	36,050円
⋮	⋮	⋮	⋮
30人	435,240円	357,600円	154,500円

短時間認定延長保育

延長時間区分	短時間認定児1人あたり年額
1時間	20,200円
2時間	40,400円
3時間	60,600円

## ○ 江戸川区私立保育所一時保育補助要綱

一時保育を実施するにあたり、以下の経費に対し補助を行う

- (1) 保育士の配置費・・・一時保育を実施するために保育士を配置するための経費
- (2) 実績加算・・・利用児童の増加に応じて必要となる経費

区分	保育士の配置費	実績加算
一時保育専用室実施保育所	月額 320,220 円	4 時間を超える利用 1 件当たり 2,000 円
一時保育スペース実施保育所	月額 213,480 円	4 時間以内の利用 1 件当たり 1,000 円

※令和 8 年度より実施する「こども誰でも通園制度」については、今後、議会の決議を経て決定します。現時点では、実施事業者に対し、以下の経費に対する補助を想定しております。

- (1) 実績に基づく給付・・・今後、国が示す支援給付の額に基づき、利用実績に応じた給付
- (2) 運営経費補助・・・保育士を配置等、事業実施に必要な経費（一時預かりと同程度を想定）

## ○ 江戸川区保育所等賃借料補助金交付要綱

保育所の開設後の運営の安定化を図るため、開設後 5 年以内の賃借料（礼金を含み、敷金を除く）の一部を補助する。

※実支出額と下表の補助基準額を比べて少ない額に 8 分の 7 を乗じて得た額

開設後年数	補助基準額（年額）
1 年目	15,000 千円
2 年目	15,000 千円
3 年目	15,000 千円
4 年目	7,500 千円
5 年目	7,500 千円

但し、公定価格の賃借料加算や同種の補助金を受けている場合は、その額を除く。

### (2) 保育士確保の取り組み

※区HP <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kosodate/oshigoto/hoikushishien.html>

○月額 82,000 円を上限に家賃補助

内 容	保育従事職員向けに宿舍・住戸を借り上げた事業者に対する家賃補助
補助基準額	月額 82,000 円の範囲内 (園が保育従事職員から自己負担を徴収する場合はその金額を除く)
補助率	8 分の 7
補助対象者	常勤の「保育士」及び「看護師」

○月額 50,000 円の処遇改善給与加算

補助額：(区独自補助：1 万円＋都キャリアアップ補助：4 万円)

○勤務 5 年経過の節目に 100,000 円の報奨金支給

○保育士を確保するための取り組みに対する補助

補助額：上限 20 万円 補助率 1 / 2

## 8. 提案に関する留意事項

今回の公募においては、下記事項の提案について、特に評価をいたします。

- 医ケア児等専用の定員枠が大きいこと
- 対応可能な医療的ケアが多いこと
- 重症心身障害児の預かりも可能であること
- 医ケア児等の送迎サービスを実施すること
- こども誰でも通園事業の実施（特に医ケア児等を受け入れるこども誰でも通園事業）
- 重点エリア内での提案
- 園庭や遊戯スペース、余裕をもった保育室など、子どもにとって良い保育環境

## 9. その他

- (1) 本募集要項の記載内容については、国及び区の制度改正に伴い変更する場合があります。
- (2) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、区と協議し定めることとします。
- (3) 選定後、提案内容の変更は認めません。やむを得ない事情により変更する場合は、区との協議が必要となります。
- (4) 提案内容が守られないときや、提案内容に疑義が生じたときは、補助金を減額又は支出しない場合や、選定を取り消す場合があります。
- (5) 定員や受け入れ可能とする医ケア児等については、大幅な社会情勢の変化等のやむを得ない事情を除き、開園後10年間については、変更は行わないでください。

## 10. 問合せ先

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1

江戸川区子ども家庭部子育て支援課計画係 担当：鎗田・中里・多田

電話 03-5662-0659（直通）

E-mail [kosodateshien@city.edogawa.tokyo.jp](mailto:kosodateshien@city.edogawa.tokyo.jp)

## 令和9年4月1日にむけた認可保育所整備スケジュール

	事業者 ⇄ 江戸川区	内装工事
R8年1月15日(木) 17時	①事前調書 提出期限	
R8年1月22日(木) 17時	②提案書類 提出期限	
R8年1月27日(火)～3月上旬 ※予定	③現地確認・既存園視察・ヒアリング	
R8年3月中旬	④保育事業者の選定	選定された事業者は、計画承認後、正式に実施事業者として決定します。
R8年4月	⑤計画承認申請書類提出	
R8年5月～6月	⑥児童福祉審議会(計画承認)	補助金の対象となる内装工事の入札・契約は計画承認後となります。
		⑦内装工事の入札
		⑧内装工事開始
R8年10月	⑨入園説明会	説明会を2回以上実施します。詳細は区より説明いたします
R8年11月	⑩入園受付	
～R9年1月末	⑪認可申請書類提出	
		⑫工事終了
～R9年2月	⑬施設検査	
R9年3月	⑭児童福祉審議会(認可)	
R9年4月1日	⑮開設	<b>R9年4月1日の開設は厳守</b> となります。当スケジュールに間に合う場合のみ提案可能です。

- ・本プロポーザルの選定後、児童福祉審議会に諮問し、答申を受けて実施事業者を決定します。(計画承認) 審議会において「不適」との答申があった場合等、実施事業者として決定しない場合があります。
- ・令和9年4月1日開設が可能な提案のみ受け付けいたします。工期遅延等の可能性をふまえ、余裕もったスケジュールでお願いします。